

変更許可申請書

(※軽微な変更は除きます)

開発許可を受けた者が開発許可申請の記載事項の内容を変更しようとするとき、あるいは宅地造成工事の許可を受けた者が当該工事の計画を変更しようとするときは、変更の許可を受ける必要があります。

	正 本	副 本
申請書提出部数	1 部	1 部

1. 必要書類

(イ)変更許可申請書等

変更許可申請書、設計説明書等において変更前及び変更後の比較対照できるものは二段書とすること。

- ・上段（変更前：赤）
- ・下段（変更後：黒）

(ロ)変更概要書

- ・変更理由、変更事項概要を具体的に記載すること。
- ・新旧対照図と整合させること。

(ハ)権利に関するもの

区域変更がある土地において、権利に関する書類は変更許可申請時のものを添付すること。（区域変更がない場合は不要です）

- ・土地の公図の写し、土地の登記事項証明書又は登記簿謄本、印鑑証明書、施工同意書等

(ニ)その他

都市計画法第 32 条同意・協議書に変更が生じたとき、変更により他法令の許可が必要となったとき、有効期限が過ぎたとき等も、変更許可申請時のものとする。

2. 必要図面

(イ)新旧対照計画平面図

- ・変更概要書の変更事項が図面で判別できるようにすること。
- ・変更前、変更後を対比できるようにすること。

(ロ)丈量図・求積図

新たな開発区域の増面積（開発）、あるいは変更に係る部分の切土又は盛土をする土地の面積（減少する部分を含む）（宅造）が確認できるようにすること。（申請手数料の算定の関係）

(ハ)その他

当初許可と内容が変更した箇所に関する図面を添付すること。

当初許可の内容と同一性を失うような大幅な変更については、新たに許可を受ける必要があります。